

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月30日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市規則第26号

鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年鴨川市規則第105号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「郷土料理体験コーナー及び体験館展示紹介コーナー」を「交流館郷土料理体験コーナー、体験館展示紹介コーナー及び屋外交流エリア」に改める。

第2条 鴨川市総合交流ターミナルの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「のうち」の次に「、交流館農村文化室」を加え、「展示紹介コーナー等」を「農村文化室等」に改め、同条第2項中「展示紹介コーナー等」を「農村文化室等」に改める。

第5条第1項中「展示紹介コーナー等」を「農村文化室等」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。